

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 豊 中 警 察 署 協 議 会
開催日時	令和3年12月17日（金） 午前10時0分から 午前11時0分までの間
開催場所	大阪府豊中警察署 講堂
出席者	委員
	警察
出 席 者	井川会長 屋内副会長 高鶴委員 向井委員 中村委員 山西委員 加藤委員 安藤委員 洲上委員 松下委員 矢野委員
議 事 概 要	<p>署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 空港警備派出所長 警察署犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長</p> <p>1 会長あいさつ 新型コロナウイルスの影響でほとんどの活動が中止や延期されるなかで、警察官の皆様は日々、いろいろな事件事故に関われ、御苦労されていたと思います。 様々な事件事故が報道されていますが、特殊詐欺に関するものも多く、私の自宅にも、特殊詐欺ではないかという知らない番号から電話がよくかかってきます。 また、SNS等を使った凶悪な事件も多発しているように思います。 私たちがそのような事件をどうしたら防げるのだろうかと考え、やはり地域での見守り活動が大切なのではないかと考えており、微力ながら、こちらも頑張っていこうと思っておりますが、警察の方々にも市民の安全安心のために御活動いただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>2 署長あいさつ 委員の皆様におかれましては、コロナ禍の中におきましても、警察行政全般にわたりご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。 まず、管内の治安情勢等について簡単に御説明します。 刑法犯の認知件数については、コロナの影響もあると思われませんが10パーセント以上減少しています。 ただ特殊詐欺については、昨年よりも約3割、被害件数が増加しており、当署最大の懸案事項となっています。 現在、署を挙げて市民の皆様に対する広報啓発活動やATM警戒を</p>

強化する等しているところです。

交通事故の発生件数は昨年とほぼ同じで、現在まで死亡事故は発生していませんが、重傷事故等は発生しており、緊張感を持って交通事故防止に取り組んでいるところです。

その他、東京オリンピック等への派遣や衆議院議員選挙取締りに従事しました。

最後にコロナの関係ですが、当署でも感染者が出ましたが、業務が滞るようなことはなく、今後も感染防止対策を進めて参りたいと思っています。

### 3 協議会委員紹介

### 4 警察幹部自己紹介及び担当業務説明等

### 5 議事

#### 【委員】

警察署協議会のオンライン化はできないのですか。

#### 【警察】

残念ながら通信可能なインターネット環境が整ったパソコンは整備されていないのが現状で、今のところオンライン会議は不可能な状態ですので、ご理解下さい。

#### 【委員】

自転車の無謀な運転が多くなったと感じていますが、現在または今後、何らかの対策を立てておられるのでしょうか。

#### 【警察】

当署管内で令和3年中の自転車が当事者となる交通事故は、現在、物損事故では約16パーセント、人身事故では約31パーセントを占めています。

当署では、交通安全教育、指導取締り及び交通規制の3つの対策を行っています。

交通安全教育は、幼稚園や学校、企業及び高齢者施設等に対する交通安全教育や自転車マナーアップキャンペーン、並びに街頭安全指導を実施しています。

コロナ対策での制約のため、例年に比べて安全教育自体は少なくなっていますが、その分、自転車の通行の多い場所で警察官が街頭に立ち、啓発活動を行うことで補完しています。

交通指導取締りは、自転車に対する取締りも実施しています。

取締り以外にも運転者に自転車安全指導カードを渡す等の指導を併せて行っています。

また、交通立番や夜間、赤色灯を点けたパトカーで走行するレッド走行を実施しています。

交通規制については、阪急岡町駅から豊中駅手前までの間、青色の自転車通行レーンを区画しています。

他の通りにも順次、区画しているところです。

**【委員】**

岡町駅西側に一方通行路があり、この一方通行路を迂回するためには、人通りの多い狭い道を通行しなければなりません。

この一方通行路の規制を何とかできませんか。

また、同じ通りの対面通行の場所で、道路上に大きな石が置かれていて通行の妨げになっています。

**【警察】**

現場調査したところ、この一方通行規制は昭和40年から始まりました。当時、この区間を走行する車がスピードを上げて走行していたことや、小さな子供さんが亡くなる死亡事故も発生したため、周辺自治会等が警察や市に要望し、規制が始まったようです。

この一方通行区間の過去5年間の事故件数は、車と歩行者の軽傷事故1件が発生しているのみです。

周辺住民は、規制を解除すれば死亡事故が発生した当時と同じ状況になるのではないかと解除に賛同される方はいませんでした。

よって、この一方通行の規制は残す必要があると判断しました。

道路上に大きな石が有り通行の妨げとなっている件についてですが、御指摘の箇所は2か所あり、1か所は豊中市が管理している場所でしたので、同市に申し入れたところ、今年中に撤去するとのことでした。

もう1か所については、私有地でしたので、豊中市役所の都市基盤課と協議し、土地所有者に対し、豊中市から行政指導を実施しているところです。

**【委員】**

一方通行規制と石の撤去については、今の説明で納得はいきました。

ただ、一方通行区間では、道路両側に違法駐車が多い上に、自転車が逆行してくることから、車を走行させていると駐車車両や自転車と接触しそうになる等、危ない状況にあります。

違法駐車取締り等をお願いできませんか。

**【警察】**

この近くには店舗も多いことから、近隣店舗や付近住人等に違法駐車しないよう注意喚起するとともに、交番勤務員による取締りも視野に入れて活動するよう申し送りをします。